

新潟民商

新潟民主商工会
新潟市沼垂西3丁目
電話 (243) 0141
19 年 4 月 1 日

消費税増税STOPの声を署名と選挙で示そう！

署名で対話を進めて 増税中止へ迫りつむ

確定申告も無事に終わりました。この確定申告の集まりの中では、各支部で消費税の増税についての話し合いがもたれました。

「増税で景気の落ち込みが不安」「インボイスが複雑でわからない」「売上1千万円以下でも課税されたら商売を続けられない」など怒りの声が多く出されています。

消費税増税については各新聞社の世論調査でも反対が過半数を超え、しかも前回調査より増えています。今こそ諦めないで増税中止の運動を広げましょう。



高すぎる国保料の引き下げや 原発再稼働など争点は盛りだくさん

今回のいっせい地方選挙での争点は盛りだくさんです。県政では原発再稼働の是非、市政では高すぎる国保料の引き下げなどが争点となります。

また、消費税増税についても賛成なのか反対なのかを見極める必要があります。なぜなら、この選挙で増税反対の勢力の勢いが上がれば上がるほど、増税中止の展望がきりひらかれるからです。



10%中止ネットワーク署名で対話を進め、この地方選で安倍政権へ痛打を与えて増税中止に追い込むために奮闘しましょう。

日程

- ・ 4月7日(日) 県議・市議選投票日
- ・ 4月11日(木) 拡大推進委員会
- ・ 4月18日(木) 三役会議

第2回 拡大推進委員会開催

3月16日、民商会館に於いて、2回目の拡大推進委員会が行われました。最初に支部役員らによる会内外での訪問活動で、署名やチラシ配布、対話などの経験交流がされ、地域の様子を報告し合っていました。これからの活動については、「なぜ拡大なのか、それを理解してもらい、動く人を増やす努力、内側の強化が必要」「付き合いのある業者に総当たりしている」「目先の目標だけではなく長期スパンでの計画が必要なのでは?」「拡大＝人助け」などの鋭い意見も交わされ、今後の活動に意欲をみせていました。次回は、組織建設委員会と合同での開催です。

亀田・大江山支部で会員訪問行

江南区の大江山支部は22日(金)・亀田支部は23日(土)に会員を対象にした訪問活動を行いました。大江山支部は平日という事もあり、仕事終わりの会員の方達と会うことの出来る夕方の方に訪問を行いました。役員の高橋武昌さんと事務局で会員さんの事務所や自宅15件を訪問しました。どの会員さんも快く出迎えてくれて、現在の政治・選挙の話で対話になりました。会員の拡大で大江山をもっと盛り上げる運動を続けていけるよう、役員・事務局ともに頑張ろうとの話しになりました。

また、亀田支部では土曜日の午前中、役員の高井さんと飲食店をメインに会員さんのお店8件を訪問しました。仕事の方が多く、手を止めてくれて対話することができました。多くの方が選挙について関心のあることがわかりました。ある訪問先では消費税の事で10%増税中止の署名があると伝えると、快く署名に協力してくれました。

今回の訪問では拡大運動をメインに行動しました。署名を訴えたり選挙について話したり、会員を増やすうえで今いる会員さんと、もつとつながりを強くするために訪問や活動を止めずに続けることが大切だとの感想が出されました。会員を増やし班や支部に多くの方が加わるように活動をしていきましょう。

大切な人に贈る フラワーアレンジメント フラワーケーキ講座

日時

4/21(日) ①13:30~14:50
②15:30~16:50

会場

東区プラザ・講座室 4

参加費

Sサイズ 2,000円 Mサイズ 2,500円
Lサイズ 3,000円 プリザーブドフラワー 3,000円



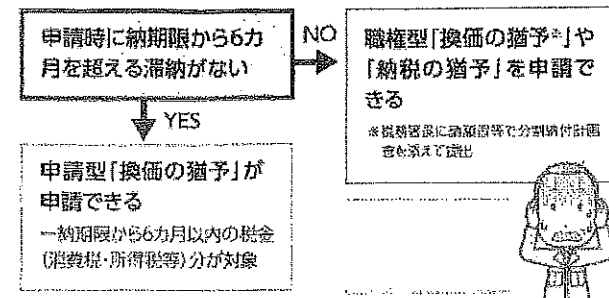
Musubi園店主・花育アドバイザー
石山 浩
Ishiyama Hiroshi



1982年12月29日 新潟・胎内市生まれ
小さなころから園芸に関わってもらい園芸の楽しさと興味を持ってほしい。
大人になって職業としてまた、趣味として園芸に関わってもらえる大人にな
ってほしい。
そんな想いから「花育」という活動を行なっています。
フラワーレッスンを中心としたフラワーショップ「Musubi屋」を運営。

◎受賞歴
さいたま市の桜典フラワーデザイン部門さいたま県知事賞
関東東海花の展覧会フラワーデザイン部門銀賞
技能五輪全国大会 新潟大会 埼玉県代表として出場
2007年 08年春夏パリ・コレクション
ケイタマルヤマ ステージ装飾アシスタントとして参加

○納期限までに一括で税金が払えない時…



○いわゆる「分納」と猶予制度はどう違う?

いわゆる「分納」	換価の猶予・納税の猶予
延滞税が9.0%(懲罰的)	1.7%(今年)に減額または金額免除
法律に定めがなく、「滞納者」扱い	法律に定めがあり、期間中は滞納扱いなし
納税証明が出ない	納税証明が出る
毎月の分納額 かつり上げや突然の一括払い請求も法的には合法	毎月の分納額は法律で定められた「権利」
法的には差し押さえは合法	差し押さえは法律で禁止

差し押さえ禁止、延滞税も減額・免除に
消費税や社会保険料の負担が中小業者の営業と暮らしを直撃しています。税率が8%になってから消費税新規発生滞納額は1.6倍、滞納総額の6割超を占めるなど滞納が急増。税金や社会保険料が一時的に納められなくなったときに活用できるのが「換価の猶予」や「納税の猶予」などの猶予制度です。

払いきれない消費税・所得税は
申請型「換価の猶予」の活用を

売上、仕入、経費の管理を商売繁盛に

今年も確定申告お疲れ様でした。
申告が終わわり一息つかれているところですが、今年の1月からの売上・仕入・経費の管理はどうされているでしょうか?日々の管理が自分の商売を見なおすことに繋がります。
レシートや領収書などの売上・仕入・経費が分かるものは忘れずに保管しましょう。
仕入・経費を計上することが一番の税金対策になります。
皆さん日々忙しい中で集計をするのは大変でしょうが、1年分をまとめて集計しようとする、大変な量になります。
今年も年度の途中で税率や制度が変わることも考えられるため、こまめな管理が大事になります。

